

# 子どもと親のための制度

## 児童手当

問 子育て給付課 ☎823-9447 FAX823-9368

対象	申請時期(※)	内容
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるお子さんを養育している方	お子さんの生まれた月中、または生まれた日の翌日から起算して15日以内	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるお子さんを養育している方に支給される手当

(※)市外から転入してきた方は、転入(前住所地の転出予定日)の翌日から起算して15日以内

## 子ども医療費助成

問 子育て給付課 ☎823-9447 FAX823-9368

対象	申請時期(※)	内容
健康保険に加入している 0歳から中学生までのお子さん	お子さんが健康保険に加入したらすぐ	保険診療の自己負担額を助成

(※)市外から転入してきた方は、転入届を提出後。くわしくは16ページをご覧ください。

# ちがうところが1つあるよ！



ちがうところが1つあるよ！

子どもと親のための制度

## ひとり親家庭のための制度

子育て給付課では、ひとり親家庭・寡婦の方などのための冊子『ふくしの便利帳』を作成しています。窓口でのお受け取りもできますし、パソコン・スマートフォンからもアクセスできます。ぜひ、ご活用ください。



ふくしの便利帳

### ひとり親家庭とは？

- ▶ 配偶者と離婚したとき
- ▶ 婚姻せず出産・育児をしているとき(事実婚の場合を除く)
- ▶ 配偶者が死亡したとき
- ▶ 配偶者に重度の障がいがあるとき
- ▶ 配偶者が1年以上法令上の拘禁をされているとき など

#### 父子家庭の方もご相談ください！

お父さんがひとり親で育児をしている父子家庭の方も、ひとり親家庭を対象とする支援制度が利用できます。お気軽にご相談ください。

### ひとり親家庭医療

問 子育て給付課 ☎823-9447 FAX823-9368

対象	内容
健康保険に加入しているひとり親家庭の母または父と児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童)で、所得税非課税世帯(ただし、税制改正により廃止された年少扶養控除等の対象については、控除したうえで再計算して判断します)。	保険診療の自己負担額

### 児童扶養手当

問 子育て給付課 ☎823-9447 FAX823-9368

次の①～⑧のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定以上の障がいがあるときは20歳未満)の父親か母親もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

#### 受給資格

- ① 父母が離婚した児童
  - ② 父親か母親が死亡した児童
  - ③ 父親か母親が重度障がいの状態にある児童
  - ④ 父親か母親の生死が明らかでない児童
  - ⑤ 父親か母親から引き続き1年以上遺棄されている児童
  - ⑥ 父親か母親が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  - ⑦ 父親か母親が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⚠ 所得が一定額以上か公的年金等の受給があるときは、手当の全部か一部が停止されることがあります。毎年8月に更新の手続き(現況届)があります。

## 母子父子寡婦福祉資金貸付金

問 子育て給付課 ☎823-9447 FAX823-9368

母子家庭・父子家庭・寡婦の方の経済的自立と生活の安定、児童の福祉を図るために、各種資金の貸付を行っています。貸付を受けるときは、原則連帯保証人が必要です。

① 申請については、条件等があります。事前相談が必要です。

## 母子家庭等自立支援教育訓練給付金

問 子育て給付課 ☎823-9447 FAX823-9368

母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんの就労を支援するため、指定の教育訓練講座を受講するときに、受講料の一部を助成しています。雇用保険法の教育訓練給付金を受けられる方は、ハローワークからの支給額との差額を助成します。

① 事前相談が必要です。

## 母子家庭等高等職業訓練促進給付金

問 子育て給付課 ☎823-9447 FAX823-9368

母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんの就労を支援するため、指定の資格(看護師・美容師等)を取得するために、養成機関で修業するとき、生活費の一部を助成しています。

① 所得制限があります。また、事前相談が必要です。

## ひとり親家庭支援センター

問 ひとり親家庭支援センター(こうち男女共同参画センター「ソレ」2階)

☎875-2500 FAX875-2506

ひとり親の皆さんや離婚を考えている方に対し、子育てや生活全般の相談、学費に関する制度の紹介、就業に向けた講座や養育費確保に関するセミナーの開催など、さまざまな支援を行っています。(来所相談は原則予約制)オンラインや電話・LINEで相談もできます。

また、弁護士・司法書士による親権・養育費・親子交流・慰謝料などについての無料法律相談を行っています。(予約制)くわしくはP32をご覧ください。

LINE公式でお役立ち情報などお届けします。→



## 母子生活支援施設 ちぐさ

問 子ども家庭支援センター ☎823-1212 FAX823-1210

18歳未満のお子さんを養育している母子家庭のお母さんが、生活上いろいろな問題のため、子どもの養育が十分にできないときに、子どもさんと一緒に入所できる児童福祉施設です。世帯の自立を促進するため、母子支援員・少年指導員などがお母さんの生活の援助、お子さんの養育等の援助を行います。

※所得により費用負担があります。

## 障がいのあるお子さんのための制度

支援が必要なお子さんのために「ふくふくまっぷ」(相談窓口・制度・発達支援に関すること等をまとめた子育て応援ブック)や、「サポートファイル」(就園や就学等、お子さんの環境が変わる時に、関係者がお子さんの理解を深めることを円滑にし、支援が途切れることなく引き継がれるために活用していくファイル)を、母子保健課子ども発達支援センター等で配布しています。

また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付や、各種手当・日常生活用具などの障害福祉制度をまとめた冊子「障害福祉のしおり」を障がい福祉課窓口で配布しています。(高知市ホームページにも掲載しています。)ぜひ、ご活用ください。

### 問合せ先

子どもの発達や障がいに関する相談	母子保健課 子ども発達支援センター ☎823-9552 FAX825-2440
身体障害者手帳の交付	障がい福祉課管理担当 ☎823-9056 FAX875-6684
療育手帳の交付、補装具・日常生活用具の給付、在宅重度障害者移動支援チケット、特別児童扶養手当、重度心身障害児・者医療、心身障害者(児)扶養共済制度	障がい福祉課医療福祉担当 ☎823-9053 FAX875-6684
障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業	障がい福祉課地域生活支援室 ☎823-9378 FAX875-6684
精神障害者保健福祉手帳	健康増進課 ☎803-8005 FAX823-8020

### 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

いろいろな福祉制度を利用するには、原則として手帳が必要です。また、一貫した相談や助言が受けやすくなります。

手帳の申請については、申請書や医師の診断書が必要となります。また、お子さんの障がいの程度の変化に応じて、多くの場合手帳の更新が必要になります。

#### 身体障害者手帳の交付

肢体不自由、視覚、聴覚または平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫機能に障がいがあるお子さんに、その程度により1級から6級までの区分で交付します。

#### 身体障害者手帳の受付窓口

障がい福祉課以外にも下記の4か所があります。お近くの窓口をご利用ください。


施設名	住所	TEL
高知市障害者福祉センター	旭町2丁目21-6	873-7717
高知市南部健康福祉センター	百石町3丁目1-30	878-9060
高知市東部健康福祉センター	葛島4丁目3-3	882-9380
高知市春野あじさい会館	春野町西分1-1	894-5977

#### 療育手帳の交付

知的な発達に障がいがあるお子さんに、その程度によりA1・A2・B1・B2の区分で手帳を交付します。

#### 精神障害者保健福祉手帳の交付

何らかの精神疾患(てんかん、発達障害などを含みます)により、長期にわたり日常生活や社会生活への制約があるお子さんに、その程度により1級から3級までの区分で交付します。

健康増進課ホームページ→ 

## 心身障害者(児)扶養共済制度

問 障がい福祉課医療福祉担当 ☎823-9053 FAX875-6684

心身障害者(児)の保護者が一定の掛金を納付することにより、その保護者が万一死亡された(または重度障がいとなられた)後、残された障がい者が年金を受給できます。

年金月額 1口加入 20,000円、2口加入 40,000円

## 重度心身障害児・者医療

問 障がい福祉課医療福祉担当 ☎823-9053 FAX875-6684

対象	内容
健康保険に加入し、障がい程度が次に該当する方 (ただし、65歳以降に障がい認定があった方は、市町村民税非課税世帯) ①身体障害者手帳1、2級の方 ②療育手帳A1・A2の方 ③18歳未満で身体障害者手帳3、4級と療育手帳B1の合併障がいの方	保険診療の自己負担分 (高額療養費を除く)を助成

## 手当

問 障がい福祉課医療福祉担当 ☎823-9053 FAX875-6684

どの手当も手帳や診断書が必要です。


お子さんの障がいの程度によっては、対象とならないときがあります。手当の支給にあたっては、所得により、支給停止となるときがあります。また、施設入所中等は対象となりません。

	対象
特別児童扶養手当	公的障害年金を受給していない身体または精神、知的に重度・中度の障がいのある20歳未満の方の保護者に支給
障害児福祉手当	公的障害年金を受給していない身体または精神、知的に重度の障がいがある20歳未満の方に支給
療育手当	障害児福祉手当を受けていない特別児童扶養手当級相当の障がいがある18歳未満の重度心身障害児の保護者に支給

## その他の医療助成制度

問 健康増進課 ☎803-8005 FAX823-8020

お子さんの疾患や障がいなどにより対象となる医療費助成制度を紹介します。対象障がい・疾患・摘要内容などのくわしいことは担当課におたずねください。

	対象	申請時期	内容
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患(てんかん、発達障害などを含みます)の通院医療を受ける方で申請後の審査で承認された方	事前申請が必要	精神疾患の通院医療を受ける方が指定された病院や薬局等で治療をされる時、保険診療の医療費の自己負担分が原則1割になる制度  詳細はこちら

問 子育て給付課 ☎823-9447 FAX823-9368

	対象	申請時期	内容
未熟児養育医療	出生時体重2,000g以下の赤ちゃんや特に生活力が弱い赤ちゃんで、医師が入院養育の必要があると認めたお子さん	生後2週間以内	指定医療機関での入院治療費(保険診療の自己負担分)を公費で負担
自立支援医療 (育成医療)	身体に不自由のある、または、放置しておくと将来生活に支障をきたす障がいを残す恐れのある疾病にかかっている18歳未満のお子さんで、申請後の審査で承認された方	事前申請が必要	指定医療機関で申請のあった病気を治療するときに、医療費と補装具費用を助成
小児慢性 特定疾病医療	対象となる特定疾病(※)で指定の基準に該当する状態であり、長期にわたり病院で治療を受ける必要がある18歳未満のお子さんで、申請後の審査で承認された方(延長が認められた場合は20歳まで)	事前申請が必要	指定医療機関での対象疾病の治療にかかる保険診療自己負担相当分を公費で負担

※小児慢性特定疾病の対象疾病

疾患	主な疾患大分類や疾病名
(1)悪性新生物	白血病、リンパ腫、固形腫瘍、中枢神経系腫瘍
(2)慢性腎疾患	ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全
(3)慢性呼吸器疾患	気道狭窄、気管支喘息、慢性肺疾患
(4)慢性心疾患	心室中隔欠損症、ファロー四徴症、川崎病性冠動脈瘤
(5)内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症
(6)膠原病	若年性突発性関節炎、全身性エリテマトーデス
(7)糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病
(8)先天性代謝異常	エーラス・ダンロス症候群、ミトコンドリア病
(9)血液疾患	血友病、血小板減少性紫斑病、再生不良性貧血
(10)免疫疾患	複合免疫不全症、免疫不全を伴う特徴的な症候群
(11)神経・筋疾患	結節性硬化症、難治てんかん脳症
(12)慢性消化器疾患	クローン病、胆道閉鎖症
(13)染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	13トリソミー症候群、18トリソミー症候群、ダウン症候群
(14)皮膚疾患	眼皮膚白皮症、レックリングハウゼン病(神経線維腫症Ⅰ型)
(15)骨系統疾患	胸郭不全症候群、骨硬化性疾患
(16)脈管系疾患	巨大静脈奇形、巨大動静脈奇形